

新市の行政サービス

子どもたちには

- 保育園** ●保育時間 } 現行の保育時間を継続します。保育料は、保護者に過度の負担とならないよう料金体系の統一を含め法定協議会で総合的に調整します。
●保育料 }
- 学童保育** ●学童保育所整備・運営事業 } 保護者が安心して働くことができるよう、1小学校区1施設を基本に整備を進めます。開所時間や保育料などは、様々な形態があるため法定協議会で調整します。
- 学校給食** ●給食運営 } 地域の要望やこれまでの経過を踏まえ、望ましい学校給食のあり方を法定協議会で検討します。



お年寄り・身体の不自由な方には

- 高齢者福祉** ●生きがいデイサービス } 高齢者の生きがいや生活支援のため、地域特性やサービス供給体制を踏まえ、サービス水準が低下しないよう総合的に調整します。
●生活支援ホームヘルプ }
●配食サービス }
- 障害者福祉** ●障害者生活支援事業 } 障害者の自立や社会参加の促進のため生活支援や介護サービス及び外出・移動支援のための事業等について、総合的にサービス充実の方向で調整します。
●全身性障害者介護サービス }
●ガイドヘルパー派遣 }
●タクシー基本料金助成 }
- 介護保険** ●介護保険料 } 合併後、平成18～20年度を対象とする介護保険事業計画の策定にあわせて調整します。



産業振興においては

- 道路** ●生活道路整備 } 新市では生活に密着した生活道路の整備を積極的に進めます。生活道路の整備方法(道路幅員や用地補償)などは、地域の現状を踏まえ、法定協議会で調整します。
- 土地改良** ●国営耳納山麓土地改良事業 } 国営基幹施設部分は、久留米市の制度にあわせ農家負担を軽減します。
農地造成地区は、現在の補助額を継続します。
- 国営筑後川下流土地改良事業 } 国営事業関連補助金や施設管理負担金は現行どおり継続します。
- 県営ほ場整備事業 } 既着手地区は現行の補助割合を継続します。
新規地区は、事業費の10%を償還補助します。
事業関連の付帯事業は1/2を補助します。
環境整備事業にかかる地元負担は全額補助します。
- 商工業振興** ●制度融資 } 中小企業融資制度は、種類、貸出金利、融資額、利子補給、保証料補給等が充実している久留米市の制度にあわせませす。
●利子補給 }
●保証料補給 }
●損失補償 }

